

■施設基準の承認状況（2024年12月現在）

当院は、中国四国厚生局長に届出を行い、下記の診療を行っています。

受理届出名称：特掲診療料

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ・がん患者指導管理料イ、ロ及びハ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料(臓器移植後)(造血幹細胞移植後)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・生殖補助医療管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料1及び3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・連携充実加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
- ・がん治療連携計画策定料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1及び2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・こころの連携指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1及び2
- ・精神科退院時共同指導料1及び2
- ・救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算
- ・救急患者連携搬送料

受理届出名称：特掲診療料

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する
遠隔モニタリング加算
- ・在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動
する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式
グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動
しない持続血糖測定器を用いる場合）
- ・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ・遺伝学的検査の注2に規定する施設基準
- ・染色体検査の注2に規定する基準
- ・骨髄微小残存病変量測定
- ・B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・抗アデノ随伴ウイルス9型（A A V 9）抗体
- ・抗H L A 抗体（スクリーニング検査）及び
抗H L A 抗体（抗体特異性同定検査）
- ・H P V核酸検出及びH P V核酸検出(簡易ジェノタイプ
判定)
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・検体検査管理加算（IV）
- ・国際標準検査管理加算
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・長期脳波ビデオ同時記録検査 1
- ・脳波検査判断料 1
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・ロービジョン検査判断料
- ・コンタクトレンズ検査料 1

受理届出名称：特掲診療料

- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈的肝生検
- ・前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・経気管支凍結生検法
- ・画像診断管理加算 1 及び 4
- ・遠隔画像診断
- ・CT 撮影及びMR I 撮影
- ・冠動脈CT 撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・外傷全身CT 加算
- ・心臓MR I 撮影加算
- ・乳房MR I 撮影加算
- ・小児鎮静下MR I 撮影加算
- ・頭部MR I 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・リンパ浮腫複合的治療料
- ・通院・在宅精神療法の注10に規定する
児童思春期支援指導加算
- ・精神科作業療法
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合
失調症治療指導管理料に限る。）
- ・硬膜外自家血注入
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を
呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・ストーマ合併症加算

受理届出名称：特掲診療料

- ・皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- ・皮膚移植術（死体）
- ・自家脂肪注入
- ・組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- ・骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・骨移植術(軟骨移植術を含む)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・脳腫瘍覚醒下マッピング加算
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。)
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- ・角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・羊膜移植術
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・網膜再建術
- ・経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・人工中耳植込術
- ・植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術

受理届出名称：特掲診療料

- ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型（拡大副鼻腔手術）及び
経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、
再建を伴うものに限る。）
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を
含む。）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）
（MRI によるもの）
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・乳房切除術（性同一性障害の患者に対して行う場合
に限る。）
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 及びセンチネル
リンパ節生検（併用）
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネル
リンパ節生検（単独）
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を
伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を
伴うもの））
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を
用いる場合）
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を
用いる場合）
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を
用いる場合）
- ・気管支バルブ留置術
- ・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は
1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を
用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器
を用いる場合）
- ・肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、
心膜合併切除を伴うもの）に限る。）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は 1 肺葉を
超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）

- ・同種死体肺移植術
- ・生体部分肺移植術
- ・肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・内視鏡下筋層切開術
- ・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び膈腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- ・経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）

受理届出名称：特掲診療料

- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンポンピング法（IABP法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・補助人工心臓
- ・植込型補助人工心臓（非拍動流型）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- ・腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃縮小術
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- ・胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）

- ・体外衝撃波胆石破碎術
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・生体部分肝移植術
- ・同種死体肝移植術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膵中央切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・同種死体小腸移植術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・同種死体腎移植術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・精巣温存手術

受理届出名称：特掲診療料

- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下仙骨膣固定術
- ・腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・尿道下裂形成手術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・陰茎形成術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・陰茎全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・精巣摘出術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・会陰形成手術（筋層に及ばないもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・造膣術、膣閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・子宮全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害患者に対して行う場合に限る。）
- ・子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）

受理届出名称：特掲診療料

- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- ・ 輸血管理料Ⅰ
- ・ 貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・ コーディネート体制充実加算
- ・ 自己生体組織接着剤作成術
- ・ 同種クリオプレシピテート作製術
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- ・ 周術期薬剤管理加算
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 一回線量増加加算
- ・ 強度変調放射線治療（IMRT）
- ・ 画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・ 画像誘導密封小線源治療加算
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- ・ デジタル病理画像による病理診断
- ・ 病理診断管理加算2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査Ⅰのイ
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査Ⅰのロ及び咀嚼能力検査
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査Ⅱのイ
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査Ⅱのロ及び咬合圧検査
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ 睡眠時歯科筋電図検査

受理届出名称：特掲診療料

- ・ 歯科画像診断管理加算 1 及び 2
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ 手術用顕微鏡加算
- ・ 口腔粘膜処置
- ・ う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- ・ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ 光学印象
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ 歯科技工加算 1 及び 2
- ・ 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、
下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）(歯科)
- ・ 顎関節人工関節全置換術（歯科）
- ・ 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 手術時歯根面レーザー応用加算
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 歯根端切除手術の注 3
- ・ 口腔粘膜血管腫凝固術
- ・ レーザー機器加算
- ・ 歯科麻酔管理料
- ・ 口腔病理診断管理加算 2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科矯正診断料
- ・ 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）
- ・ 看護職員処遇改善評価料78
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料95